

令和8年1月農業委員会総会議事録

日 時 令和8年1月30日（金曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所本庁 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

【農地利用最適化推進委員】

永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美	下原 小夜子
山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世	中津 富夫
米倉 千春	土器 三紀夫	中津 ゆみ子	山口 長徳
鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美
上村 ゆかり			

欠席委員

農地利用最適化推進委員 宮田 吉人

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎	事務局長補佐 川上 大輔
農地調整係長 松田 篤志	農地調整係主査 宮原 直子
農地調整係主任主事 中村 清人	農地調整係主事 遠目塚 壘

畜産農政課 農政企画係主査 小島 英子

議 題

- 報告第15号 農地等の合意解約について
- 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第46号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について
- 議案第47号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
- 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第49号 非農地証明願いについて
- 議案第50号 農業振興地域整備計画変更の協議について

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから、令和8年1月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立をお願いします。 一同礼。(一同礼) おはようございます。 ご着席ください。 まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(会務報告並びにあいさつ) 宮田委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。 また、増田委員が途中退席の申し出がありましたので、途中で退席させていただきます。 よって、出席委員は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員17名で定足数に達しています。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に田中委員と前原委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第15号、並びに議案第45号から議案第50号までを議題とします。 事務局長より議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長 議長 (会長)</p>	<p>はい、事務局長。 (議案朗読) 議案の朗読が終わりました。 これより報告並びに議案の審議に入ります。 まず、報告第15号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。</p>

事務局	<p>それでは、報告第15号農地等の合意解約について説明します。 議案書1ページをお開きください。 今月の合意解約件数は16件です。 それでは説明します。 2ページをご覧ください。 今月の総会案件と関連がないものについてのみ、説明します。 整理番号1および2番ですが、仮地番で契約していたものを本地番に契約するため、解約するものです。 整理番号3番ですが、農地条件が悪いため解約するものです。 続きまして、3ページをご覧ください。 整理番号15番ですが、農地中間管理機構への貸付に移行するため、解約するものです。 以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。 これより審議に入ります。 ここで、報告第15号、整理番号6番の申出人の1人が〇〇委員と同居する親族です。 よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 (〇〇委員 退席)</p>
議長（会長）	<p>それでは、報告第15号整理番号6番について、各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 〇〇委員の退席を解きます。 (〇〇委員 着席)</p>

議長（会長）	次に、整理番号6番を除く報告第15号について、各委員からの質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、報告第15号の質疑を終結します。 次に、議案に入ります。 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、事務局。 それでは、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。 議案書4ページをご覧ください。 今月の許可申請件数は、整理番号1番の申請者より取下げの申し出がございましたので、所有権移転7件となります。 申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。 次の5ページをご覧ください。 整理番号2番より説明します。 5ページから6ページとなります。 田3筆、2941平米の贈与です。 続きまして、整理番号3番。 6ページから7ページとなります。 田3筆、畑1筆、1637平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 整理番号4番。 畑1筆、田1筆、675平米の売買です。 総額〇〇〇円です。

	<p>整理番号5番。 田1筆、703平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 続きまして、8ページをご覧ください。 整理番号6番。 畑2筆、986平米の売買です。 総額〇〇円です。 整理番号7番。 8ページから9ページとなります。 田3筆、4573平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。 整理番号8番。 田2筆、2392平米の贈与です。 以上所有権移転7件です。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。 ここで議案第45号については、各担当委員に現地確認等をしていただいています。 農地の現地確認と申請人「受け人」の状況について、各委員から報告をいただきます。 所有権移転、整理番号2番の農地の報告を増田委員に、申請人「受け人」の報告を新原委員にお願いします。 まずは、農地の報告を増田委員にお願いします。</p>
増田委員	<p>はい、増田委員。 整理番号2番の農地3筆について報告します。 申請地は、〇〇自治会にあります。 基盤整備はしてありません。 農地の形状ですが、悪いです。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>周辺一帯は、田んぼと山林に囲まれています。 日照は、やや不良です。 接道は、進入道路が狭く危険なため、なかなか耕作しにくいだろうと思います。 用排水の状況ですが、良好です。 申請後は、水稻を作付されるそうです。 以上報告します。</p>
<p>新原委員</p>	<p>はい、ご苦労様でした。 次に、申請人「受け人」の報告を新原委員にお願いします。 はい、新原委員。 整理番号2番について報告します。 申請人は、〇〇自治会に居住されていて、譲渡人との関係は知人で、営農状況は専業農家です。 後継者はいません。 所有農地の管理は良好ですが、畦畔の管理と地域との調和はあまりよくありませんが、農業は熱心に取り組みをされています。 今後農地は水田として管理していくことのことでした。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>吉田委員</p>	<p>次に、整理番号3番の農地および申請人「受け人」の報告を、吉田委員にお願いします。 はい、吉田委員。 整理番号3番、4筆について報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。 〇〇〇〇から50メートルほど南に行ったところにあり、周囲は宅地と水田が混在した場所です。 日照、接道も良好です。 〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇は1枚の田んぼにしてあり、 〇〇〇-〇の畑は栗園でした。 受け人の営農状況は、稲作と露地野菜の専業農家で、後継者もい</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>ます。</p> <p>受け人は所有の農地について、畦や用水路の管理も適切に管理されており、問題ないと判断します。</p> <p>次に、整理番号4番の農地および申請人「受け人」の報告を、山口委員にお願いします。</p>
<p>山口委員</p>	<p>はい、山口委員。</p> <p>まず、農地について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備が行われています。</p> <p>水田として耕作をされています。</p> <p>〇〇〇〇〇〇の〇〇橋東側の堤防沿いに、南へ100メートル行きます。</p> <p>高速道路までの間にあり、真ん中に自分の田んぼがありまして、北と南の方を買われるということです。</p> <p>2反3畝です。</p> <p>周辺一帯は水田で、接道、日照もよく、良田です。</p> <p>次に、受け人について報告をします。</p> <p>整理番号4番の受け人の状況について、報告します。</p> <p>受け人は〇〇〇〇〇を退職後1年目になりますが、〇〇歳で米作りに取り組みたいと言っておられました。</p> <p>他に中央耕地の方に〇反、合計で3反2畝となります。</p> <p>地域との調和については、所有農地の畦や用水路の管理は適切に管理されており、問題ないと判断します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>続きまして、整理番号5番の農地および申請人「受け人」の報告も、山口委員にお願いします。</p> <p>はい、山口委員。</p>
<p>山口委員</p>	<p>整理番号5番について報告します。</p> <p>ただいま申し上げたとおり、申請農地は〇〇〇〇〇自治会内にあ</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>ります。 基盤整備が行われています。 水田として耕作されています。 ○○○○○○の○○橋東の堤防沿いに南へ100メートル行きます。 高速道路までの間にあり、真ん中に本人の田んぼがあります。 この田んぼは、その北側の田んぼです。 合計で2反2畝となります。 周辺一帯は水田で、接道、日照、用排水も良く、良田です。 以上です。 次に、整理番号6番の農地および申請「受け人」の報告を、永田委員にお願いします。</p>
<p>永田委員</p>	<p>はい、永田委員。 整理番号6番の農地と受け人の報告をします。 農地は、○○○○自治会の○○地区というところにあります。 近くに、○○○○の○○○がありますが、そこから南の方へ300メートル入ったところの左側にある畑です。 形状は長方形で、あと周辺はですね、道路を挟んで東側が畑、西側は山です。 日照、接道は良好です。 用排水も良好です。 作付は、野菜と、あと○○○の球根も植えられています。 ここはですね、○○○○畑地整備事業区域内にある畑です。 以上報告します。 受け人については、○○○○自治会にいらっしゃいます。 営農状況は専業です。 渡し人との関係は、友人と言われました。 後継者はいます。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>取得後は、引き続き畑で野菜を作られるそうです。 あと、管理は、私がお隣の畑を作っていますので、よく管理されています。 あとですね、この値段についてですね、私が安く買われましたねと言ったら、あげると言われたので、ただではあまりだということで、〇〇円をお願いしたということでした。 以上報告します。</p>
<p>増田委員</p>	<p>次に、整理番号7番の農地および申請人「受け人」の報告を、増田委員にお願いします。 はい、増田委員。 整理番号7番の農地について報告します。 基盤整備はされています。 3筆ありますが、1筆になっています。 農地の形状ですが、良いです。 周辺一帯は、田んぼと山林に囲まれています。 日照はやや不良です。 接道は良好です。 用排水も良好です。 作付は、水稻を作付されるそうです。 以上報告します。 続きまして、受け人について、受け人は〇〇〇〇自治会に在住です。 営農状況は専業です。 渡し人との関係は他人です。 後継者は本人です。 取得後の利用は、田んぼとして利用されるそうです。 所有農地の畦畔の管理も良好です。 地域との調和も良いです。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>以上報告します。</p> <p>次に、整理番号8番の農地および申請人「受け人」の報告を、中津ゆみ子委員にお願いします。</p>
<p>中津ゆみ子委員</p>	<p>はい、中津委員。</p> <p>整理番号8番の計2筆について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内と〇〇自治会内に2か所あります。</p> <p>どちらも基盤整備済みで、周辺一帯は水田です。</p> <p>日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>以上報告します。</p> <p>続いて、受け人について報告します。</p> <p>受け人は〇〇〇自治会内にいらっしゃいます。</p> <p>営農状況は専業です。</p> <p>後継者はいますけど、まだ子供が小さいのでわからないそうです。</p> <p>渡し人との関係は、いここです。</p> <p>取得後の利用状況は水田です。</p> <p>所有農地の畦の管理も良好です。</p> <p>地域との調和についても問題ないと判断しました。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>各委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局の判断根拠の前にすいません。</p> <p>議案書の修正をお願いします。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>整理番号6番、譲受人の年齢についてになります。</p> <p>〇〇歳と表記していますが、正しくは〇〇歳となります。</p> <p>修正のほどよろしくをお願いします。</p> <p>申し訳ありませんでした。</p>

議長（会長）	<p>それでは、引き続き事務局より判断根拠について説明します。</p> <p>今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号につきましては、事前調査の報告がありました整理番号〇番については、委員より地域との調和要件について懸念が示されました。</p> <p>従いまして、計7件につきましては、整理番号〇番を除いては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>以上報告します。</p> <p>判断根拠の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第45号の審議に入ります。</p> <p>あと、整理番号〇番につきまして、地域との調和に関しまして問題があるというようなことでしたので、その〇番につきましては最後に審議したいと思います。</p> <p>ここで、所有権移転、整理番号8番の譲受人は、〇〇委員です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、所有権移転、整理番号8番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転、整理番号8番は原案のとおり決定することに、賛成</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）</p> <p>はい、全員賛成と認めます。 よって、所有権移転、整理番号8番は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>続いて、所有権移転、整理番号8番を除く議案第45号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありますか。 ・・・</p>
<p>新原委員</p>	<p>先ほど言いました〇番につきまして、地域との調和に問題があるような意見でしたので、再度説明をお願いします。 はい、新原委員。</p>
<p>議長（会長） 事務局長</p>	<p>わずかに支障があるものですから、一応話だけはしておこうと思ひまして。 しかし、営農は一生懸命されていますから、何らその辺については問題ないと考えます。</p> <p>事務局より補足があるそうです。 農地法第3条の第2項の第6号という項目について、いま疑義があるということなのですが、その条項を読みますと、まず農地を耕作しようとする者、この方に対してですが、農地の集団化あるいは農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ということで、地域との調和要件ということで要件があるんですけども、地域の農業に協力して進めていくというようなことが今求められていますので、そこの要件に該当すれば、</p>

	<p>3条の許可はされないということになりますので、そこに該当するかどうかという部分を審議いただくために、各委員さんに現地調査あるいは受け人の調査をお願いしているところです。</p> <p>ですので、新原委員の方からそういった懸念の報告が一部ありましたので、今回説明をさせていただくわけですが、そこに抵触するおそれがないという判断になれば、当然許可という判断になりますのでその辺を確認していただいて、本日判断いただければと思います。</p>
増田委員	よろしいですか。
議長（会長）	はい、増田委員。
増田委員	<p>私は農地の方を調査したんですが、進入路が非常に危険です。事務局の方もご存知だろうと思いますが、そのわりに農地が荒れたらいけないということで、私は本人とじかに会いました。そしたら、農地が荒れたら大変なことになるから無理して買ったんだということです。</p> <p>農地の保全のために売買されたようです。</p>
議長（会長）	いま鶴田委員の方から意見があるそうです。
	お願いします。
鶴田委員	<p>〇〇〇さんという方は、私も知っているんですが、非常に難しい人ですね。</p> <p>その点を皆さんがどういうふうに判断していただけるか、よろしくお願いします。</p>
新原委員	はい。
議長（会長）	新原委員、お願いします。
新原委員	<p>本人は一生懸命されていますし、話し合いができないという方じゃないわけです。</p> <p>農地が荒れないようにと、いま増田委員の方からありましたが、その点を考慮しますと、私は認めるべきだと思っています。</p>

議長（会長）	事務局より説明をお願いします。
事務局長	色々ご意見もあるかと思いますが、本日の判断についてはですね、地域の営農に支障があるかどうかという点です。 そういう部分で、ご判断いただければと思います。 担当委員が一番ご存知だと思いますので、そういったことを総合的に判断していただければと思います。
杉元委員	よろしいですか。
議長（会長）	はい、杉元委員。
杉元委員	この〇〇地区にはどのぐらいの田んぼの面積があるんですか。 この周辺の田んぼの面積は。
議長（会長）	新原委員、わかりますか。
新原委員	はい、ちょうど〇〇側の領域に入るものですから、山側といえば山側がですが、もう隣は荒廃地でずっと荒れています。 そういった中で面積的には変形ですが、かなり広いんじゃないか と思います。 4、5町歩は十分あると思います。
議長（会長）	よろしいですか。
杉元委員	はい。
議長（会長）	他に質疑ありませんか、〇番について。 それでは、農地の売買はさほど支障がないんじゃないかという ような意見ですので、議案第45号について他に意見はありません か。 はい、前原委員。
前原委員	いま事務局長の説明で、この地域の影響に支障があるかないか という判断が求められると思うんですけど、やはり田んぼを耕作し ていますと、隣に遊休農地があるとかなりな手間を取ったりする わけです。 私も実際に耕作していますが、これを認めるならばしっかり担当

議長（会長）	<p>委員がしっかり説明をして了解していただくということでいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>今の意見に対して、何か意見はありませんか。</p> <p>農地の売買後は、委員は監視する義務がありますので、関わられた方は今後の成り行きを見ていただきたいと思います。</p> <p>他に意見はありませんか。</p> <p>問題が生じたときは、また農業委員会が入るなりして調整をするべき案件かなと思いますので、そのつもりでお願いします。</p> <p>それでは、まず○番を区別して、○番について審議をしたわけですから、○番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>それでは、整理番号○番と8番を除く議案第45号は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第45号はお諮りのとおり決定します。</p> <p>次に、議案第46号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理設定等）について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、議案第46号、農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について説明します。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は63件です。</p> <p>申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては特記事項のみ</p>

を説明し、他は省略させていただきます。
それでは、資料の11ページをご覧ください。
整理番号1番。
田1筆、1566平米の賃貸借です。
整理番号2番。
畑3筆、7473平米の賃貸借です。
整理番号3番。
畑7筆、1万9206平米の賃貸借です。
整理番号4番。
田8筆、6926平米の賃貸借です。
整理番号5番。
田1筆、573平米の賃貸借です。
12ページをご覧ください。
整理番号6番。
畑9筆、5493平米の賃貸借です。
整理番号7番。
畑1筆、1615平米の賃貸借です。
整理番号8番。
畑8筆、5573平米の賃貸借です。
整理番号9番。
田4筆、1447平米の賃貸借です。
整理番号10番。
畑1筆、1332平米の賃貸借です。
13ページをご覧ください。
整理番号11番。
畑3筆、3174平米の賃貸借です。
整理番号12番。
畑1筆、2390平米の賃貸借です。

	<p>中津富夫委員の掘り起こしです。 整理番号13番。 畑12筆、1万2678平米の賃貸借です。 整理番号14番。 畑3筆、6404平米の賃貸借です。 中津富夫委員の掘り起こしです。 整理番号15番。 田1筆、1448平米の使用貸借です。 整理番号16番。 田3筆、1191平米の賃貸借です。 14ページをご覧ください。 整理番号17番。 田1筆、3191平米の賃貸借です。 整理番号18番。 田2筆、1661平米の賃貸借です。 整理番号19番。 田3筆、1900平米の賃貸借です。 整理番号20番。 田1筆、1410平米の賃貸借です。 整理番号21番。 田1筆、5776平米の賃貸借です。 整理番号22番。 田3筆、2424平米の賃貸借です。 整理番号23番。 田1筆、129平米の使用貸借です。 整理番号24番。 田1筆、1859平米の賃貸借です。 整理番号25番。</p>
--	---

	<p>田1筆、4890平米の賃貸借です。 整理番号26番。</p> <p>田1筆、3030平米の賃貸借です。 整理番号27番。</p> <p>田2筆、3406平米の賃貸借です。 15ページをご覧ください。 整理番号28番。</p> <p>田1筆、3087平米の賃貸借です。 整理番号29番。</p> <p>田1筆、1382平米の賃貸借です。 整理番号30番。</p> <p>田1筆、731平米の賃貸借です。 整理番号31番。</p> <p>田5筆、1万1848平米の賃貸借です。 整理番号32番。</p> <p>田2筆、4511平米の賃貸借です。 整理番号33番。</p> <p>田2筆、3819平米の賃貸借です。 整理番号34番。</p> <p>田1筆、3081平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしです。 整理番号35番。</p> <p>田2筆、636平米の賃貸借です。 整理番号36番。</p> <p>田2筆、5395平米の賃貸借です。 16ページをご覧ください。 整理番号37番。</p> <p>田9筆、9311平米の賃貸借です。</p>
--	--

<p>整理番号38番。 田1筆、2112平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号39番。 田2筆、2453平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号40番。 田3筆、2417平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号41番。 田2筆、1473平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号42番。 田3筆、4355平米の賃貸借です。 17ページをご覧ください。</p> <p>整理番号43番。 田7筆、4891平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号44番。 田3筆、2085平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号45番。 田3筆、2086平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号46番。 田1筆、2200平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号47番。 田5筆、3866平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号48番。 畑3筆、1479平米の使用貸借です。 18ページをご覧ください。</p> <p>整理番号49番。 田1筆、628平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号50番。 田1筆、941平米の賃貸借です。</p>
--

<p>整理番号51番。 畑1筆、1170平米の賃貸借です。 山下委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号52番。 田3筆、1626平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号53番。 畑1筆、986平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号54番。 畑1筆、475平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号55番。 田1筆、983平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号56番。 田4筆、4661平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号57番。 田2筆、1252平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号58番。 田2筆、1982平米の賃貸借です。 19ページをご覧ください。</p> <p>整理番号59番。 田1筆、1056平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号60番。 田3筆、2749平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号61番。 田6筆、3877平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号62番。 田4筆、3797平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号63番。 田9筆、6638平米の賃貸借です。</p>
--

議長（会長）	<p>以上本計画において賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、および農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。先ほどの発言で一部訂正させていただきます。</p> <p>15ページの整理番号36番をご覧ください。</p> <p>整理番号36番で、先ほど「賃貸借」と申し上げましたが、「使用貸借」の間違いでした。</p> <p>申し訳ありません、訂正させていただきます。</p> <p>備考欄の「10アール当たり〇〇円」と書いてるところを、「使用貸借」に変更をお願いします。</p> <p>申し訳ありませんでした。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、整理番号35番の受け手は、〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号35番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>これより整理番号35番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第46号、整理番号35番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p>

議長（会長）	<p>よって議案第46号、整理番号35番は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p> <p>次に、整理番号58番の受け手は、〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号58番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号58番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第46号、整理番号58番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第46号、整理番号58番は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号35番並びに58番を除く議案第46号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>

議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号35番、58番を除く議案第46号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第46号はお諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p>
杉元委員	<p>ちょっと事務局に聞きたいんですけど、よろしいですか。</p>
議長（会長）	<p>はい、杉元委員。</p>
杉元委員	<p>担い手に集積することは非常に良いことですが、たまには、田んぼは草だらけ、稗（ひえ）だらけ。</p> <p>それで畦は伸び放題と、たまに畦草を切れば溝に投げ込む。</p> <p>周辺とのトラブル話を聞くんですが、契約書の中には肥培管理に関することは何も書いてないんですかね。</p> <p>売買とか賃貸する時の。</p>
議長（会長）	<p>事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>契約の中で農地を適正な管理を行うことになっていますので、賃貸借であったり、売買により所有した農地に関しては適正な畦払いであったり、また、畦払い等の管理を行っていただくことを確認した上で貸し借りは行っています。</p>
杉元委員	<p>近頃、特に稲刈りをする前に、畦草を切るものだったんですが、畦草は1メートル伸びたまま、そしてコンバインで稲刈りをし、そのままほったらかしでしょう。</p> <p>今は、草は1メートルほどになっているんですよ。</p> <p>今は寒が強いから、だらっとして見栄えはいいんですが、これが</p>

事務局	<p>また3月頃になればそのまま草が伸び、ほかの所も同じだと思いますが、特に担い手で多く作っている人にこのようなケースが多いんですよ。</p> <p>特に、入り作ですね。</p> <p>これをどうにかしてほしいと言われるんですが、私どもも農作業をたまに頼むこともあるからですね。</p> <p>なかなか言いにくんですよ。</p> <p>そこを、契約書を作るときに、特に肥培管理については周辺に迷惑をかけないということを徹底してもらいたいんですが、よろしくをお願いします。</p> <p>わかりました。</p> <p>また何か管理等で気になる場所があった場合には事務局に教えていただいて、事務局からも借り手の方に対して指導の方を行っていきますので、情報提供の方をお願いします。</p>
杉元委員 議長（会長）	<p>わかりました。</p> <p>はい、米倉委員。</p>
米倉委員	<p>私もそのことについて言いたいです。</p> <p>借りている方が、状態は良くないほ場なんですけれども、借りてくださって喜んでたところ、1回も耕作もされず、草刈りもされず、もう1年放置されて、どうされるんですかと問い合わせをしたら、ここは作れないとおっしゃったので、じゃあ次の方を探してもいいですかということで、次の方を探して決まったんですが、最後に1回草刈りをしていただけませんかということで、</p> <p>「はい、明日にでもします。」と言われて、もう何か月も経つんですね。</p> <p>もうそれこそ草丈が全面1メートルほどになって、それが霜枯れていて、次の方にお渡しするするということでお話はできてるんですけども、電話をかけても出られないし、事務局にお願いした</p>

議長（会長）	<p>んだけども事務局の電話にも出られないと、とても困ってるんです。</p> <p>なので、やはり警告文みたいな、もう少し強い文章で、ちゃんとルールは守りましょうみたいなことを、やはり事務局の方から強く指導していただくと、それでも効かないかもしれないんですが、警告のような何か指導力のあるものでしっかり相手に伝わる、「してくださいませんか」ではなくて、「するようになってるんですよ」というような、文書を送付していただくと助かると思います。</p> <p>よろしくお祈いします。</p> <p>最近そういう案件が増えている傾向にあります。</p> <p>座談会においても2か所ほど畦の管理がされず、車も通れないということで、地域で何とか管理したということです。</p> <p>今後そういうことが非常に懸念されるわけですがけれども、監督責任は農業委員会にあるのかなと考えますので、個人ではなかなか難しいので、事務局の方にあげていただいて、委員の何人かで指導に行くと、できない場合には返却していただいて、借り手を変えろという方法を、段階を踏んで進めて指導していくしかないのかなと思います。</p> <p>局長の方から補足をお願いします。</p>
事務局長	<p>今ありましたご意見については、他にも出てきているところで</p> <p>す。</p> <p>農地中間管理機構で集積を進めましようということで、いま国を挙げて取り組みが進められていますが、担い手に集積という考え方も、担い手の方も面積をだいぶ抱えられて本当に管理が難しい方もいらっしやいます。</p> <p>法人の方もいらっしやいます。</p> <p>抱え込んでおられる耕作面積が非常にもう膨らんできているとい</p>

<p>議長（会長）</p> <p>鶴田委員</p>	<p>う実情がある中で、一方で集積を進めましょうという取組みが進められているところで、この総会の場に案件があがってまいります。</p> <p>3条に加えて、農地中間管理機構の貸借もあがってきますけれども、管理が徹底されていない方に対しては、やはり場合によってはノーを突き付ける必要があるかもしれません。</p> <p>そこは各委員さんが現状を報告いただいて、本当にこの方でいいのかということ審議していただく場だと思いますので、改善がされない場合はそういった対応も必要かもしれません。</p> <p>そしてまた一方で、日常の指導も農業委員あるいは推進委員の役割です。</p> <p>事務局も含めてですが、粘り強くお願いしていくしかないのかなと思います。</p> <p>あと、地域で取り組みもされていますが、農道とか水路とか共通で使う畦畔とか、そういったところを管理する補助事業もあつたりしますので、そういった地域では地域の皆さんで管理していくということも一つの方法かもしれません。</p> <p>ですが、自分で耕作されている農地についてはやはりご自分で管理していただくということになりますので、そこは誰かに委託されるなり、何らかの方法をとって迷惑がかからないようにということで事務局も含めて、各委員さんも大変でしょうけども一緒に協力いただければと思います。</p> <p>なかなかこれといった決め手がないですが、粘り強くお願いしていくしかないのかなと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>今の件で他にないですか。</p> <p>はい、鶴田委員。</p> <p>事務局の方で発生しないようにしていただきたいなという話があ</p>
---------------------------	---

事務局	<p>りました。</p> <p>大体事務局では誰か判っていると思うんですけど。</p> <p>先ほど米倉委員からもありましたとおり、どなたかというのは一応事務局の方でも把握はしてますので、できるだけその方にはあつせんの方は行わないようにしたり、本人から直接聞いたときも、現状のままだと中間管理事業を通しての貸し借りはできないということは、一応お伝えはしています。</p> <p>こちらの方でも対応していきます。</p>
鶴田委員	<p>今は、とにかく若い人は、特に稲を刈る時しか畦には来ないものだから、なかには高土手のある農地を作っていて、草藪にしたままにして水が畦越しで、畦を壊して下の（農地の）方に流れ出してくるんですよ。</p> <p>そのままにしているものだから、（下の耕作者から）叱られるのは（農地を紹介した）私達委員なんですよね。</p>
議長（会長）	<p>個人で対応すれば争い事になりやすいので、ぜひ事務局を通して他の委員と共同で説得をするというのがいいのかなと思います。</p> <p>それでは、次に議案第47号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、議案第47号、農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について説明します。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>この議案は、農地中間管理機構の売買事業の案件となります。</p> <p>本案件の申請件数は7件です。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>それでは申請内容について、概略を説明します。</p>

	<p>整理番号1番。</p> <p>事業区分は、一般事業の即売りです。</p> <p>申請対象農地は、畑2筆、3979平米で農振農用地です。</p> <p>対価は〇〇〇〇〇〇〇円です。</p> <p>受け手は認定農業者であり、農地所有適格法人です。</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇にあわせて繁殖牛の経営も行っています。</p> <p>農地購入後の利用としましては、永年牧草を植え家畜の放牧を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象農地は地域計画外の農地ですが、受け人は基準面積要件を満たしていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分の欄をご覧ください。</p> <p>申請対象農地が地域計画外ですので、支援事業の要件を満たさず、一般事業と判断しています。</p> <p>続きまして、整理番号2番。</p> <p>事業区分は、支援事業の即売りです。</p> <p>申請対象農地は、田1筆、1533平米で農振農用地です。</p> <p>対価は〇〇〇円です。</p> <p>受け手は認定農業者で、複合経営を行っています。</p> <p>農地購入後の利用としましては、水田を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象農地は、〇〇〇〇〇の地域計画内の農地であり、受け人は、地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であること、団地化要件、基準面積要件、申請対象地が農振農用地であることの全ての要件を満たしてしまし</p>
--	---

たので、支援事業と判断しています。

続きまして、整理番号3番の説明に入る前に、整理番号3番から整理番号7番についてですが、重複する説明がありますので、先一括して説明させていただき、個別の説明の際には省略します。

整理番号3番から整理番号7番の受け人は、同一の法人です。

また、申請対象農地が東原田の基盤整備エリア内の農地で、全て〇〇〇の地域計画内の農地であり、受け人であります法人はその地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業の活用要件を満たしているということです。

それでは、整理番号3番の説明に入ります。

事業区分は、支援事業の即売りです。

申請対象農地は、田11筆、8385平米で、農振農用地です。

対価は〇〇〇〇〇〇〇〇円です。

受け手は、認定農業者で農地所有適格法人です。

複合経営を行っています。

農地購入後の利用としては、水田を予定されています。

事業区分をご覧ください。

受け手が認定農業者であることなど、全ての要件を満たしておりますので、支援事業と判断しています。

続きまして、22ページをご覧ください。

整理番号4番。

事業区分は、支援事業の即売りです。

申請対象農地は、田7筆、3661平米で、農振農用地です。

対価は〇〇〇〇〇〇〇〇円です。

農地購入後の利用としては、水田を予定されています。

次、事業区分をご覧ください。

受け手が認定農業者であることなど、全ての要件を満たしており

ましたので、支援事業と判断しています。

続きまして、整理番号5番、事業区分は、支援事業の即売りです。

申請対象農地は、田1筆、3336平米で、農振農用地です。対価は〇〇〇〇〇〇〇円です。

農地購入後の利用としては、水田を予定されています。

事業区分をご覧ください。

受け手が認定農業者であることなど、全ての要件を満たしておりますので、支援事業と判断しています。

続きまして、整理番号6番。

事業区分は、支援事業の即売りです。

申請対象農地は、田1筆、994平米で、農振農用地です。対価は〇〇〇〇〇〇〇円です。

農地購入後の利用としては、水田を予定されています。

事業区分をご覧ください。受け手が認定農業者であることなど全ての要件を満たしていただきましたので、支援事業と判断しています。

続きまして、23ページをご覧ください。

整理番号7番。

事業区分は、支援事業の即売りです。

申請対象農地は、田2筆、1994平米で、農振農用地です。対価は〇〇〇〇〇〇〇円です。

農地購入後の利用としては、水田を予定されています。

事業区分をご覧ください。

受け手が認定農業者であることなど、全ての要件を満たしていただきましたので、支援事業と判断しています。

以上本計画において、所有権移転を受ける者は、所有権移転を受けた後に農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、および農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。

議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第47号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第47号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって議案第47号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p> <p>ここで休憩をとりたいと思います。</p> <p>10分間の休憩ということで、20分に開会します。</p> <p>（休憩 10時10分 ～ 10時20分）</p>
議長（会長）	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」、並びに議案第49号「非農地証明願いについて」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>議案第48号、農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。</p> <p>24ページをお開きください。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>今月の許可申請件数は1件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名については、省略します。</p> <p>25ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇、畑1筆、385平米を一般個人住宅、倉庫敷地として追認申請するものです。</p> <p>申請人からの始末書の提出があります。</p> <p>立地基準につきましては、農地区分が第二種農地、都市計画区域は区域内用途指定なし、農地区分は区域内白地となります。</p> <p>事業費につきましては、既に建築済みであるため新たな費用はありません。</p> <p>敷地内の雨水は、地下浸透および生活排水は浸透枮にて処理されます。</p> <p>26ページをお開きください。</p> <p>続きまして、議案第49号、非農地証明願いについて説明します。</p> <p>今月の証明願い件数は1件です。</p> <p>申請人の住所、氏名については省略します。</p> <p>27ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇、畑2筆、9.91平米です。</p> <p>立地基準につきましては、農地区分が第三種農地、都市計画区域は区域内第一種住居地域、農振区分は区域外となります。</p> <p>非農地の根拠につきましては、10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地です。</p> <p>現況は宅地です。</p> <p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第48号並びに議案第49号については、さる1月29日に</p>
---------------	--

<p>山下第1小委員会 委員長</p>	<p>第1小委員会で審議をされています。</p> <p>ここで、第1小委員会から報告をお願いします。</p> <p>山下第1小委員会委員長。</p> <p>第1小委員会の報告をします。</p> <p>第1小委員会では、会長から招集を受けまして、1月29日に委員9名、事務局3名の計12名の出席の下、第1小委員会を開催しました。</p> <p>今回の議案は、農地法第4条許可申請1件、非農地証明願い1件計2件です。</p> <p>初めに、議案第48号、農地法第4条の許可申請、整理番号1番について説明します。</p> <p>申請人は、亡き父より土地家屋を相続しましたが、今回の申請地の地目が農地であり、未許可であることが判明しましたので、申請するものです。</p> <p>経緯といたしまして、県道拡幅工事のため既存住宅の南側の土地である本申請地に昭和56年に住宅を建築後、生活の拠点とし、拡幅工事終了後に既存住宅の跡地に父が居住するための新たな住宅を建設し、本申請地の住宅には、祖父が居住していたところです。</p> <p>場所は、〇〇〇地区で、県道53号線、通称山麓線沿いで、〇〇〇〇から西に約200メートルのところに位置します。</p> <p>申請地の周囲の状況は、県道沿いに住宅が密集しており、申請地の北側は宅地、西側は宅地と農地、東側および南側は農地に接しています。</p> <p>隣接農地は、既存ブロックの塀や土手があり、土砂等の流出防止が行われるということです。</p> <p>周辺への農地への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。</p>
-------------------------	--

<p>議長（会長）</p>	<p>議案第49号、非農地証明願いについて説明します。 整理番号1番。 願出地は、大字〇〇字〇〇で、〇〇〇地区の〇〇〇〇〇〇に上がる交差点より南西に約250メートルのおおむね住宅が密集しているところの市道沿いに位置します。 願出地の周囲は、北側が道路、それ以外は宅地に接しています。 願出地、は道路拡張の際にわずかな面積の2筆が残っていたと思われる、現在の宅地の一部となっていた状態です。 以上第1小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第4条許可申請1件、非農地証明願い1件について特に問題は見当たりませんでしたので、全会一致で許可相当、および非農地としてやむを得ないと判断しました。 皆様のご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。 はい、事務局。 判断根拠を説明します。 農地法第4条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。 立地基準につきましても、小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでした。 また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領および市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。 よって、今月の議案第48号および第49号の計2件につきましては、転用許可基準および非農地判断基準を全て満たしていると判断します。</p>

議長（会長）	<p>第1小委員会委員長報告並びに事務局の説明が終わりました。 これより議案第48号並びに49号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 議案第48号並びに議案第49号に対する第1小委員会の判断は許可相当、または非農地として承認相当です。 また、事務局の判断も同様です。 お諮りします。 議案第48号並びに議案第49号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。 よって議案第48号並びに議案第49号は、お諮りのとおり決定します。 なお、議案第48号は、許可相当として県知事に意見書を進達します。</p>
畜産農政課	<p>次に、議案第50号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題とします。 畜産農政課から説明を求めます。 はい、小島主査。 えびの市畜産農政課で農業振興地域整備計画の農振の青地白地を担当しています、小島と申します。 よろしく申し上げます。 それでは、28ページをお開きください。 議案第50号の農業振興地域整備計画変更の協議について説明し</p>

ます。

29ページをご覧ください。

こちらは、今回変更する位置を示したえびの市全体の位置図となります。

青色で示した部分が編入で、赤色で示した部分が除外になります。

今回、編入が1件、除外が2件となっています。

案件ごとに地区と編入除外理由を表記しています。

続いて、30ページをお開きください。

30ページは編入、31ページは除外の筆ごとの一覧表になります。

編入の合計面積につきましては、1筆の727平米になります。

除外合計面積につきましては、合計10筆の7418平米になります。

詳細につきましては、案件ごとに後ほど説明します。

32ページをお開きください。

それではまず、編入から概略を説明しますが、事前に委員の皆様にはご覧になられていると思いますので、一括して概略を説明します。

32ページ、案件1番は、中山間地域等直接支払制度の対象農地〇〇〇地区の農振図となっています。

変更理由としては、中山間地域等直接支払制度の対象地となるため、編入するものです。

場所は、〇〇〇地区の国道〇〇〇号線の道沿いになります。

33ページは航空写真となっています。

34ページをお開きください。

34ページは、案件1番の現地写真となります。

以上編入1件の説明を終わります。

それでは、35ページをお開きください。

引き続き、除外案件2件も案件ごとに概略を説明します。

案件2番。

場所は、〇〇〇〇〇の南側になります。

変更理由としては、従業員用駐車場、業務用鉄骨資材製品の保管場所および通路・回転場の設置のため、合計4筆、1553平米を除外するものです。

今回、事業計画者である〇〇〇は現在、〇〇〇〇〇番〇の工場を中心に鉄骨を加工し、発注元の現場で建設施工を実施していますが、従業員用駐車場、保管及び作業する敷地が手狭間になり、鉄骨資材を現在の敷地に保管することが出来ない状態にあり、加工前の鉄工資材や加工後の鉄骨資材を発注元の現場に保管している状況です。

事業計画者としても年々受注が増加しており、現在の鉄骨資材の保管方法では、保安上も業務の効率上も不安であり、業務の安全保全と効率向上を図り一層の発展のために、申請地を従業員用駐車場、業務用の鉄骨資材製品の保管場所および通路・回転場として変更するため、除外の申請に至ったものです。

36ページをお開きください。

36ページは当該地周辺の農振図、37ページは航空写真となっています。

続いて、38ページをご覧ください。

38ページおよび39ページは現地写真です。

青い矢印は、既存用水路の流水方向を示しています。

また、36ページに戻っていただいて、紫の矢印は、既存U字溝の流水方向を示します。

雨水排水計画については、申請地と隣接地の境界部分に土手を築き、隣接地へ土砂が流出しないように留意し、雨水は基本的に自

然地下浸透ではありますが、降雨の場合は既存U字溝またはパイプ等に流下する計画です。

続いて、40ページをご覧ください。

土地利用計画図となっています。

当該地は、従業員駐車場、業務用鉄骨資材製品の保管場所および通路・回転場設置のため、4筆、合計1553平米を除外する計画であり、赤枠で囲った部分が除外となります。

既存の〇〇〇の敷地面積は2529.64平米あり、黒枠で囲った部分となります。

除外の部分の詳細については、

①番、従業員用駐車場が213平米、

②番、製品ストックヤードが796.57平米、

③番、搬出搬入回転場が543.43平米、

の合計4筆、1553平米となります。

事業計画スケジュールとしては、農振除外については、法第12条の公告完了が令和8年3月末を予定しています。

受注が年々増加しており、作業の安全と業務の効率のためにできる限り早期の事業の実施を目指しており、令和8年〇月から〇月に造成、利用開始を希望しています。

付近の土地利用、土地および作物等の被害防除施設については、申請地には鉄骨資材を保管するものであり、建造物は設置しませんので、隣接農地の作物に支障はないと考えています。

また、事業計画予定周辺の土地所有者および自治会長には事業計画者が土地所有者および自治会長へ事業計画等を説明し、同意をえており、同意書についても提出を受けています。

続いて、41ページをお開きください。

案件3番。

〇〇〇〇地区の〇〇〇株式会社の〇〇〇の南側です。

<p>議長（会長）</p>	<p>変更理由としては、えびの市農業委員会が非農地として決定した土地を除外するものです。</p> <p>42ページは農振図となっています。</p> <p>43ページは航空写真となっています。</p> <p>続いて、44ページをお開きください。</p> <p>44ページから45ページは現地の写真です。</p> <p>変更後は山林です。</p> <p>以上編入1件および除外2件です。</p> <p>なお、除外案件2番の案件につきましては、農業委員会に農地転用の許可見込みについて、担当者との確認済みです。</p> <p>また、全ての案件について県と協議済みであり、除外案件についても、事前の現地調査により確認が済んでいます。</p> <p>ただいま畜産農政課からの説明が終わりました。</p> <p>これより議案第50号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
<p>森永委員</p>	<p>はい、森永委員。</p> <p>案件についてお伺いします。</p> <p>案件2の〇〇〇〇〇の36ページで、四角1と四角2、頭に赤い印があるんですが、四角1と四角2と四角3の間に水路があると思うんですけども、これはそのまま残るのでしょうか。</p>
<p>畜産農政課</p>	<p>こちらは法定外公共物ということで、申請者を通じて建設課および農林整備課と調整をしていきたいと思っています。</p> <p>現地を確認した結果、今既存の用水路はありません。</p>
<p>議長（会長） 事務局長</p>	<p>はい、事務局長。</p> <p>今回の計画変更処理委員会の委員として、私は事前に協議に出席していますので、その関係で説明させていただきます。</p> <p>この図面上に水路があります。</p>

	<p>この水路についてはですね、法定外公共物ということで、水路として図面にはあるんですけども、現況は先ほど説明がありましたようにございません。</p> <p>ただ実際図面上にありますので、ここは実際もう造成されて現況はない状態になっています。</p> <p>ですので、ここの水路の敷地の上を使用するという許可を、市の方にとって、この敷地を一体的に利用するという形になろうかと思えます。</p>
議長（会長）	<p>今の説明でよろしいですか。</p>
<p>事務局長補佐</p> <p>」</p> <p>議長（会長）</p>	<p>はい、事務局長補佐。</p> <p>法定外公共物と言われるもので、（図面上に）元々赤とか青とかで着色してあるものです。</p> <p>赤については昔の里道とかって言われるんですけど、国のそういうのを無番地の道路です。</p> <p>青いものについては水路ですけども、無番地のものについては、基本地番がついてないものというのは国のものになります。</p> <p>今の法定外公共物というのが、その国が所有するそういうものを、市町村の方に管理委託という形になっているところです。</p> <p>今後この用水路をそのまま使われるという話であれば、例えば基盤整備の水路とかの上に橋を架けるとか、そういうこともあるんですけども、そういうパターンと一緒に、面積に応じた使用料を年額で払われるか、もしくは地番がないのでその主要部分だけを分筆して測量をかけて払下げの申請を行うという形になります。</p> <p>今後いずれかの形でも、実は現存してないところをそのまま使われるということであれば、多分払下げもしくはそれを借りるという形で申請をされるものと考えているところです。</p> <p>現在使われていない国の土地ということです。</p>

<p>森永委員 議長（会長）</p>	<p>必要があれば、それを借りるか、買い取るなりするという説明です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>他にないですか。</p> <p>はい、前原委員。</p>
<p>前原委員</p>	<p>はい、ちょっと平面図についてお尋ねします。</p> <p>この図面は新しいものでしょうか。</p> <p>この県道はこんなふうになってたかなと思って、お尋ねします。</p>
<p>議長（会長） 畜産農政課</p>	<p>この地図はいつ頃のものかという質問ですが。</p> <p>はい、畜産農政課どうぞ。</p> <p>今この農振図につきましては、地積図を確認しながら1年に1回は更新をしているんですけども、新しい道路ということでしょうか。</p>
<p>畜産農政課</p>	<p>（委員から航空写真が古いとの意見に対して）</p> <p>すいません。航空写真は2017年のもので、10年以上前のものを使っています。</p>
<p>前原委員 畜産農政課</p>	<p>現在のものではありません。</p> <p>それでしたら、これは誤りということではないでしょうか。</p>
<p>前原委員 畜産農政課</p>	<p>航空写真の方は新しいものではありませんが、農振図に関しましては最新のものを使って、落とし込みはしています。</p> <p>だから、ここにも最新のものを挙げるべきじゃないでしょうか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（農振図面は）1年に1回更新しておりまして、最新のものは使っていますが、航空写真に関しては2017年のものを使用しています。</p> <p>〇〇については、道路拡張で〇〇に通したんですが、この〇〇〇〇〇〇の前は旧道が残ってそのままになっている。</p> <p>〇〇〇〇〇〇側は以前の場所と全然変化はしていない場所です。</p>

前原委員	場所的にはですね。 この地図に少し誤りがあるんじゃないかと思って発言したところ です。
議長（会長）	航空写真がこれでいいのかという意見です。
前原委員	提出する図面は常に新しいものを提出すべきじゃないでしょ うか。
議長（会長）	畜産農政課の方で、今後新しい写真を利用するようにしていただ きたいと思います。 写真の方は古いですが、図面は現況と変わりはないということ です。前原委員そういうことでよろしいですか。
前原委員	はい。
議長（会長）	他に質疑ありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第50号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手 を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第50号は、お諮りのとおり決定します。 なお、えびの市長に対し異議はない旨を回答します。 以上で本日の議案審議は終了しました。 午前10時55分